

第七回 参議院法務委員会會議録第十一号

昭和二十五年三月十四日(火曜日)午前十一時七分開会

本日の會議に付した事件

○証人喚問に関する件

○少年法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(伊藤修君) ではこれより法務委員会を開きます。先ず最初にお諮りしたいと存じますのは、昨日委員長に御一任願いました五井産業事件の証人に関しましては、明日喚問することに、証人は加島義成、宗像三郎、松本豊、以上三人を午後一時から召喚することにいたしましたと思ひます。御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) ではそのように決定いたします。

○委員長(伊藤修君) では少年院法の一部を改正する法律案、並びに少年法の一部を改正する法律案を議題に供します。昨日に引続き質疑を継続いたします。

○宮城タマヨ君 佐藤長官が見えておりますから、昨日もちよつと触れた問題でございませうけれども、長官の御意見を伺いたいと思ひます。それは決定機関と執行機関とを一元化するよう

な、今直ぐというわけには勿論参りませんでしようけれども、仕事の上からそういうお考えはございませんでしようか。

○政府委員(佐藤藤佐君) 御承知のように新しい制度になりましたから、少年の保護処分につきましても審判機関と執行機関を判然と分けたのでございます。従来は少年審判所において審判をなし、又みずから責任を負つて執行を掌るといふ場合に行つておりましたのが、執行機関と審判機関をはつきり分けたために、非常に責任の分担が定まつていい面もありますけれども、審判を掌るものが執行について全然認識がないために、どうも審判そのものが適切を欠く虞れがあるので、あります。さような運用の状態を見ますると、ときに昔のようにやはり少年の保護処分については審判と執行とが一体と成つて運用すべきものじやないかというふうな意見もぼつ／＼出ておるのであります。私共といたしましてはその点を十分検討いたしておるのであります。新しい制度の運用が始まつてからまだ年も経ちませんので、今後の運用の結果を見て、御意見のよ

うな方向に進むような場合が或いはあるかも知じませんが、今のところまだ研究の域を脱しておりません。将来どうなるかという見通しについては、まだ申上げかねるのでございます。

○宮城タマヨ君 この少年鑑別所の鑑別の結果が、家庭裁判所の裁判の上で事実利用されておりますのでございませうか。

○政府委員(佐藤藤佐君) 制度の建前といたしましては、家庭裁判所において少年を審判する際に、鑑別所の鑑別を有力な参考資料として適切な審判をするという建前になつておるのであります。昨日も御指摘を頂きましたように、少年鑑別所の施設が十分に充たされておられませんので、その機能もまだ十分に發揮できないような状態でもあります。又家庭裁判所の方としまして、新しい制度を十分に活用するといふことに十分慣れておりませんで、両方の面からして十分に利用され

てない憾みはあるのであります。これは少年鑑別所を今後十分に整備を充足して、そしてその鑑別の結果を審判所の方で当然取入れて頂くようになりなると、今とどうも施設が不十分であり、又専門のお医者さん、或いは学者等を迎えるのに思うように行きませんで、甚だその点は遺憾に存じておるのであります。整備いたすにつれまして、家庭裁判所の方でも十分これを活用して頂きたいと考えております。

○宮城タマヨ君 これは家庭裁判所の方に伺う方がいのでございませうか、連関しておりますからちよつと伺うのでございませうか、空国の家庭裁判所を歩いて見ますと、昨日もちよつと触れましたけれども、判事さんが実際に子供に興味のない、審判をしつばなしでおるといつたような感じのところが多いのでございませうか。

これは少年係りの判事になるという希望者が少ないのじやないかと思ひます。その点如何でございませうか。

それと、少年の審判は特別に興味と、それから子供に対する理解がなければできない仕事だと思ひます。判事さんの教育という言葉は甚だ当を得ないかも知れませうけれども、何か特別に指導されるような機関でもございませうか、如何でございませうか。

○政府委員(佐藤藤佐君) 全く御同感であります。以前の少年審判所時代におきましては、御承知のように判事官が非常に少年に興味を持ち理解を持つて審判の職責を果され、又執行の面にも當つておられたのであります。新しい制度になりましたから、審判官は全く審判だけをやるといふことで、執行の面を見ておりませんで、従つて少年に対する興味と言ひますか熱の点におきまして、理解の点におきまして、従来の審判官よりその程度が薄いといふことは、これはどうしてか否み難い事実であると思ひます。従つて御意見のように、少年の保護処分については審判と執行とを一元化する必要があるのじやないかというふうな御意見も出ると思ひますのであります。この点は裁判所の方におきましては、殊に現在の裁判官の分布状態を見ますと、判事の数が少いために、どこでも家庭裁判所では大

体兼任の判事が片手間で少年の審判をやるといふ現状でありますために、尙更少年に対する理解、興味というものが薄いのであります。これを是正するために裁判所の方では判事の増員を図りますと共に、今後判事補の時代に一年とか二年一定の期間を限つて、必ず家庭裁判所の仕事を修得させて理解と興味をわかせるやうな企てがあるやうに聞いております。で、さうになりませうれば、少年の保護処分についても適切な審判がなされ得るだらうと思ひまして、私共はその結果を大いに期待しておるやうな次第でございませう。

○宮城タマヨ君 重ねてお伺ひいたしますが、試験観察という制度は非常にいい制度だと私共も存じておりますけれども、この試験観察が今のくらしい本質的にされておるかといふことについては、私は疑問を持つておりますが、如何でございませうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 試験観察の制度は、宮城委員の御説の通り、少年法の取扱についても妙味ある制度と存じておりますが、現在何分にも専任の少年保護司の数が少いために、専任の少年保護司は専ら調査のみに追われておるといふやうな関係で、行届いた試験観察ができておらないといふのが実情でございませう。併し調査の合間に、熱心な保護司がこの試験観察を行なつておられて、少数であります。非常によく成績を挙げている裁判所もございませう。この度の国会で、裁判所の

少年調査官、少年調査官補の増員でも行われれば、多少なりとも試験觀察の効果を従前より増して挙げる事ができるのじやないかと存じておる次第であります。

○宮城タマヨ君 局長が見えておりますので伺いますが、家庭裁判所の方で子供を審判いたしますのに、どうも、先程も佐藤長官にちよつと伺つたのでございますが、判事が犯罪事実によつてだけ決定するというような傾向があるかに私は見受けまますけれども、子供の審判は、ただその現われておるといふ犯罪事実によつて決定されるというのでは、甚だ欠けておるといふように思つておりますが、今もお話がございましたように、今までの名称を使いますれば少年保護司が、数も少しし、又質も幾分不足の点もあつたりして、十分な審判ができませんらうという点もあるかも知れませんが、根本はやはり判事さんに子供に対する理解と興味がないという点に落ち着くのではないかと思つておりますが、局長は如何な御見解でございますか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 何分にも家庭裁判所が発足いたしましたして、一年数ヶ月しか経ちませんので、少年審判という新しい制度を従来の地方裁判所の民事、刑事の裁判官がこれに當つておりますけれども、慣れおらんとしうような關係上、今宮城委員の申されたような数々の不都合な点があるのではありません。併しながら最高裁判所といたしましては、昨年度においても二回少年係裁判官の研修を行ひまして、少年に対する理解と興味をそそり、尙且つ少年問題に対する科学的な研究等

もいたすように努力いたしておるような次第であります。今後においても最高裁判所では研修ということを実施いたしまして、少年係裁判官の少年問題に対する熱情を、又科学的な教養を加味して行くようにいたしたいと考えております。

○宮城タマヨ君 それから重ねてでございますが、今までの嘱託の少年保護司というのは今度はどういうことになりまますか。

○説明員(宇田川潤四郎君) ……

○宮城タマヨ君 それではもう一つ重ねて、少年保護司の名前が少年調査官になりましてございませう、専任は、そうすると今まで嘱託保護司というものが事実仕事をしていたらつしやるのでございませう、それはもう保護委員ということに名前を變つておるのでございませう。

○説明員(宇田川潤四郎君) 家庭裁判所の方には嘱託少年保護司の制度はございませぬ。家庭裁判所発足の当時からすべて官吏たる少年保護司が少年調査官となつております。

○宮城タマヨ君 そうすると事実においては今までの嘱託少年保護司は委員の方の司法委員になつておるのでございませぬ、實際は……

○説明員(宇田川潤四郎君) さようでございます。

○宮城タマヨ君 ところが今私が伺ひまする意味は、少年保護法が制定されてから殆んど三十年ぐらひ使い古しました少年保護司という名前が少年調査官という名前になりました、そうして今までの嘱託少年保護司という名前のものが司法保護委員と一時なりまして、今度には又保護司になるのではございませぬか。そうすると名前の上に非常にはどう混雜いたしまして、何が何か分らんとすることになりますので、この名前を變えるなんていうことも余程慎重にしないと、下部に参りますとすると、余り猫の目のように變つてしまふという結果になつてしまひはしないかと思ひます。

○説明員(關之君) 只今の問題であります。従来のものでございませぬ、これは今度の嘱託少年保護司でございますね、これはその方の身分として、官吏として採用し得る資格があるかどうかという点からいたしまして、少年保護觀察所の方の職員として採用するといふ方向に近くなるのではないかと思つております。そうして、従来司法保護委員でございませぬ、これは今度中央更生保護委員会の方から保護司法というものが出来まして、従来の司法保護委員は保護司という名前を變えまして、新しくスタートを切ると、この法

案を只今準備中で、この国会に御審議をお願いするようになる予定でございます。そういうふうになるだらうと思つております。それで尙この点は大変無責任のことでございますが、この場で私考えましたので、尙後よく調査いたしまして、御返答申上げたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 私の解釈では昔の嘱託少年保護司の全部が、その中の大部分は知りませんが、パール法ができましたときに、当時の司法保護委員の方にお廻りになつておるのです。だから前の少年保護司という名前はそれにきになくなりまして、そうして少年保

護委員という名前になつておりますのが、今度はそのもとから使われておりました少年保護司が、今度は調査官になりまして、一時名前がなくなつております。司法保護委員が今度少年保護司に代るのだらうと思ひます。私はそういうふうな解釈しております。そこで私は今余り……名前はとくによつてどう附けてもいいと言ひますけれども、併し名前によつて仕事の内容というものが大體一般的に納得されておるときに、余り變ることはいくらかという点について、私は今申し上げておるのです。変り方はたしかさうだらうかと思つてございませぬ。

○説明員(關之君) 名前の變り方でございますが、犯罪者予防更生法は二十四年七月一日に施行されたのでございませぬ。七月までは裁判所關係の少年保護司と、少年審判所關係の少年保護司と、二つの名前が、法務庁と裁判所の間に二つのものが存在したものでございませぬ。そうして犯罪者予防更生法の施行法が七月一日に施行されました、そうしてその下に従来の嘱託少年保護司の方は大部の方は少年保護觀察所の關係の職員に入つて頂いたのでございませぬ。そうして当時の司法保護司關係の保護委員の中に入つて頂く方と二つに分れまして今日までに至つたところというふうな思つております。

○説明員(宇田川潤四郎君) この度家庭裁判所の少年保護司の名称を調査官、調査官補に切換えるわけでございますが、この点につきましては、法務府の方の御意向として従来の司法保護委員を保護司という名前に切換えて、さうして民間の方によつて保護觀察をやりたい。司法保護委員という名前は余

り少年にいい影響を與えないというふうな意見があるといふようなことで、さういふ御意向になつたと聞いております。家庭裁判所の少年保護司の名前は強いて變えたいわけではなかつたのでございませぬけれども、實質が調査官であり、少年保護という名前は執行の方に名前がふさわしいといふような意見もありまして、かてて加えて現地で家庭裁判所の少年保護司が名刺などを出した場合に、民間の従来の嘱託少年保護司の方が私も少年保護司だといふような名刺を又取交わすと非常に混乱して困ると、或る所では少年保護司が檢査されるといふような新聞記事があつた、それは實は民間の嘱託少年保護司が經濟違反であつたといふようなことを聞いたのであります。そういうふうな場合に非常に家庭裁判所の信用にもかかわるといふような意見などもありまして、結局この際職務の内容を直截に現わした調査官といふ名前がいいのではないかと。そこで調査官の名前に變更になつたのであります。併しなから一部では従来から用いられておる少年保護司といふ名前は非常にいい名前であるから、これを続けたいといふ意見もあり、又調査官といふ名前は非常に硬過ぎるといふような意見もあつたわけで、悩んだ末、結局少年調査官といふ名前になつたわけでありませぬ。

○丸丸齋齋君 これは私はこの裁判所法等の一部を改正する法律案として出された提案者に対してお尋ねする形で出ておるんですが、一條から五條に亘つて書かれてありますが、第一條の方は裁判所法、それから第二條の方は檢察庁法、弁護士法、檢察審査會法、

二



○説明員(磯崎良譽君) 先程お尋ねのありました現在の裁判所書記を優遇するためにこの程度のものをお考えたのか、或いは優秀なものを将来得るためにそういふような制度を置いたのかというお尋ねの第一点であります。私達の考えといたしましては、ただ単に現在の裁判所書記の仕事に従事しておる職員を優遇するという狙いよりも、もつと将来非常にいい待遇を受け得る裁判所書記官というふうな制度の下に人材が集まつて参りまして、裁判事務が円滑に運ばれるというふうなところに高い狙いを持つて、裁判所書記官を特別職員の含みを以ちました裁判所書記官という制度をお考えしたのであります。

従いまして現在の書記の盡くが裁判所書記官には無論任用されないことになつております。それでは現在の裁判所書記はいつまで経つても裁判所書記官になれないのかという点であります。現在の裁判所書記も相当な実務の経験がありますので、この実務の経験を土台といたしまして、いろいろと訓練、教養を施して裁判所書記官に任用する資格を興えるというわけでありませう。そのために今度の裁判所法等の改正法律案の中に、新たに裁判所書記の教養、訓練というものを目的とした裁判所書記官研修所というものを含んでおります。

第二点の司法研修所の中にそれは一緒に含めて行くべきじゃないかといふふうな御趣旨のお尋ねでございますが、御承知のように、司法研修所は裁判官の教養、訓練、而もそれは極く短期間の、精々一月或いは二月程度の訓練を主とした臨時的な訓練をお考えたものであります。裁判所書記官研修

所の方は、一年乃至二年の長期に亘りまして、いわば書記官学校ともいふような建前で制度をお考えしておりますので、単に裁判官と書記官というものを別個のところで教養訓練をするということ以外に、実質的に、片一方は短期であつてしよつちゆう代つて行くこと、片一方の方は一年乃至二年というふうな相当長期に亘つて書記官のみを対象とした訓練をするというふうな点に違いがありますので、やはりこれは二本建てで行つた方がよいのではないかと考へるの下に、司法研修所と別個に書記官研修所というものを考へたわけでありませう。

○鬼丸義齋君 所謂いたしますと、書記官或いは書記官補、事務官等、それら一定員数があるが、現在この定員数の範囲内においては、やはり只今御説明のごとく、新進な優秀な人を新しく講習いたしておるのではありませんか。それとも現在の定員は従来の書記を以て大体補つておるのであるか。その点を一つ伺いたい。

○説明員(磯崎良譽君) 従来の裁判所事務官が書記でありました当時の試験は、大部分書記官としての資格を興えるに十分でない者が多うございますので、それらはすべて裁判所書記官といたしております。ところが御承知のように、裁判所書記官補は單なる補助者でありまして、書記官としての一人前の仕事はできないのが建前でございますが、それでは裁判所書記官が十分にその定員数が埋まるまで裁判事務の円滑な遂行が期せられませんか、この間の暫定措置といたしまして、書記官補に裁判所の事務を行わせることができるというふうなことを考へて、裁

判事務の運営に支障を来さないように措置いたしておる次第であります。書記官といたしましては、幹部におりますところの従前の書記の大部分はこれに任用されております。

○鬼丸義齋君 所謂いたしますと、現在の定員が、これまで改正前のものが百五名、更に新しく増員されるものが、書記官としての二級官が七十二名、三級官が増員が二十五名、これだけあります。そういたしますと、この書記官の方の二級官の方、それから三級官の書記官、これは現在において、この制度が布かれた後に任官した者はこのうち何名あるのか。それから新しくこの書記官に適合した人として迎へることの何か方法を現に講じておられるかどうか、講じたりと雖もまだこれを充たし得ないのがあるかどうか、それとも或いは現在の書記官補に再教育をして、この書記官補をして書記官の方にやがて昇格せしむるという準備のために、こうした定員を法律において求められておるのであるかどうか。この点をお伺いします。

それから、最初書記官並びに書記官補も、事務官といふことについての御説明を伺つたのであります。これは書記官と書記官補との職務範囲といふものが十分明確でないと思つて、二様の官名がありますに拘わらず、三級官といふものがある。そういたしますと、一方は書記官であつても二級官がある、こゝういふことで、甚だ首尾合わないように思ひます。

で、ここで書記官といふ資格者と、それから書記官補といふ資格者とは、こゝうしてやはり級は違つておつても、特に区別しなければならぬという趣旨が、どうも私には理解し難いので、その点の御説明を併せてお伺いしたい。

○説明員(磯崎良譽君) 最初のお尋ねの要点は、結局裁判所書記官を新しく充て任する計画はどうかといふふうな御趣旨と解するのであります。幸いに本年三月に新しく大学を卒業した者で、裁判所の書記官を希望しておる者が相当数ございまして、近く採用の運びになるように聞いております。又裁判所書記官補の中から、最近に試験をいたしました。これに合格いたしました者が相当数ございまして、これらの者も新しく裁判所書記官に任命できることと相成りますので、近い将来、少くとも四月以降には、相当数の書記官ができるというふうな見通ししております。尚書記官研修所ができました。ここで一年間訓練を受けましたら、これ又相当数の新しい書記官といふものができますので、こうした計画が着々進められて行きます場合には、現在の定員数の書記官が遠からず埋まるというふうな見通しの下に計画を進めております。

それから書記官補にも二級があり、書記官に三級があつて、確かにこれは制度の建前といたしましては、飽くまでも書記官が上であつて、書記官補は單なる補助者に過ぎないのであります。が、書記官は、御承知のように、厳格な試験或いは資格の下に採用することにしたしておりますので、長年書記官補としての実務の経験がありながら、その試験に合格しないために書

記官になれないといふふうな気の毒な人も中にはあり得ると考へます。で、そうした人を優遇いたしまする趣旨で、書記官補の中にも、極く少数ではございますが、二級官を置くといふふうなことが妥当ではないかといふふうな思ひましたので、書記官補の中にもやはり二級を置いたわけでありませう。又書記官の中には、相当若くして試験に合格し、或いは大学を卒業して経験がなくてもなるものがありますので、これはやはり三級の待遇でよいのではなからうかといふふうな考への下に、書記官の中にも三級があるといふふうなことになるのであります。

○鬼丸義齋君 先程の御説明によつて、この裁判所書記官の研修所と司法研修所とを併設することになつた趣旨は分りましたが、併し私共は、新憲法下において司法権が独立いたしました。司法の独立を見まして、あらゆる角度から司法関係において裁判所の機能を十二分に發揮すると同時に、その権威をも維持して貰ふたいことにおいては、平素強く希望いたしておるのであります。併しながら、御承知の通りに、國費が非常に窮乏になつておりますので、一方においては公務員の行政整理とかいふふうなことによつて、しばしば経費の節減のために努力されておられることは御承知の通りであります。ところが、その司法裁判所の裁判所関係において、予算の独立、裁判所の独立等がありましてから後に、いろいろと新しい計画をされることについては、敬意を拂ひます。が、余程予算の伴いますものについてはよく自重してやつて頂きませ

という、余り行き過ぎるというとかやがては特殊な又批判を受けるようなことになつてはならないと思ひます。例へば只今の御説の中にありました司法研修所内に裁判所の書記官の研修所を建設すれば、教養の期限が短期、長期というような別があるために別々に作る方がいざうとうということからこの制度を布かれたということでありませうけれども、一つの研修所を作るにも相当な費用を要するのであります。裁判所関係においても、又法務府関係におきましても、今後多々必要経費がどの面から見ましても要望されておるのであります。私共はちよつと一見いたしまして、成る程別々に作ることに便利には違ひありませんまいけれども、折角司法研修所があるならば、教養の短期とか長期とかいふ問題でなく、これを一ヶ所にまとめて一つの研修所として行かれます上においては、運用の面においても十分にこれはできると思ひます。これを殊更にあれもこれもといつて新しい制度を布き、新らしき設備をするということに對しましては、余程私は國費の窮乏なことを考慮に入れられまして行かないという、やがて折角國民が挙げて裁判所の獨立したことを機会に大いに裁判所の向上拡充のために努力して行こうといふことに対する希望を捨てられるようなことになりはしないかと思ひます。言うまでもなく、その辺は十分に考慮されておることと思ひますけれども、余りに飛躍的にいふ／＼な制度を政治全般の上からこれを眺み合せることなく、無慮に裁判所だけがどん／＼やつて行きますということになりませうならば、やがて批判を受けることになり

はせんかと心配するのであります。ここで私は、法務府の方にお尋ねいたしたいと思ひますが、丁度裁判所の書記官とやその軌を一に従来いたして参つております、いわゆる検察庁の書記官に對します面において、この裁判所の書記官制度が布かれたことについて、これと従来や同等の行き方をいたしておりました検察庁の書記官の方の点についてこの制度を、何か似寄りの新しい制度を布かれるかどうか、それについてお考えがあらましますならば、それも併せて伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤藤三郎) 昨年裁判所の方で、従来の裁判所書記官を裁判所事務官と裁判所書記官並びに書記官補とこういふ二つの職種に分けましたので、法務府の方でもこれに合せて検察事務官の職種につきまして、もう一度考え直したらどうかというような意見もありましたので、研究を続けておるのであります。御承知のように終戦後間もなく検察補佐官制度を設けまして、検察事務官の中で特に捜査事務に當る事務官を検察補佐官として任命する制度を一年余り実施いたしましたのであります。が、検察事務官をかように捜査に専従する事務官と外の検察事務に専従するものと二つに分けましますと、おの／＼その職種に従つて責任が明瞭になつて仕事の能率も上るといふ長所もありましますけれども、他面検察庁の内部におきまして、検察事務官と検察補佐官との間の人事の交流がうまく行かない、又検察事務官は検察庁法の下においてすべて捜査に當り得ることになつておられますので、一旦大きな事件の捜査をするというやうな場合には、平素は事務に専従しておる者でも

場合によつては捜査の方に従事せしめなければならぬ必要も生じます。その点から考えましても、検察事務官をその職種に従つて分けるということはどうも弊害もありまします。今このころ、職階制に基いて検察事務官の職種を更に細分すべきではないかというような意見もありましますけれどもその点は尙研究を続けておられますので、今のところ検察事務官については裁判所の裁判所事務官及び裁判所書記官といふやうな區別に従つての分け方をとつておらないのであります。

○鬼丸義齋君 伺いました趣旨はよく承りました。丁度この機会に伺いたいと思ひますのは、検察補佐官の制度が我が國において行われましたることのために、検察事務の非常な助けをなしておられることは私共もよく承知しております。が、従来検察官並びに裁判官といはしましての國民的信譽といふものは恐らく他の官吏において一段と秀でて厚かつたのであります。これは従来の裁判官並びに検察官の職務の執行そのよろしきを得て、非常な、いわゆる信用が累次累積されて参つたものと思つて喜んでおるのであります。が、この検察補佐官の制度が検察庁において布かれてから後に、検察補佐官の職務の執行振りに關しまして、とかくの批評を聞くに至つたのであります。而もその補佐官の制度が布かれたために、人員を補充いたしましたことのために、人員を補充いたしましたことのために、大変苦慮されておつたというやうなところから、大体においてその大部分が捜査に經驗のある警察方面から得られましたように承知いたしており

ます。ところがこの警察官の犯罪捜査に對します經驗といふものは、大体長所だけを持つて来て呉れたならばよかつたけれども、どちらかといへば弊害の方を余計もたらしたかのように思ひます。折角多年築き上げましたる検察官のこの信用といふものを、この検察補佐官の職務執行から少くとも相當に傷付けたのではないかと、私共憂えるのであります。

これに對しまして、すでに法務府におかれましても氣付かれまして、検察補佐官の再教育、その他非常な苦心を拂われておるとは聞いておりますけれども、私はこの検察補佐官の地位といふのも一つの画然たる資格を確立されまして、相當教養のある人を採用されまして、やはり検察庁本来の、従来の行き方ではなく、精神的方面から教養されまして、その職務に當らして貰われないといふと、折角多年築き上げましたこの信用も、これがために、この制度のために蝕まれるやうなことが私はありはしないかといふことを憂えるのであります。幸い只今長官の御説明もございまして、すでに考慮中と承りました。が、検察庁の書記の優遇はもとよりでありますし、又この検察補佐官の制度に對しまして、又どうか或る程度の教養を資格の一つにいたされまして、いわゆる既成捜査官と申しまするか、そういう方面より、やはり相當な教養のある人が捜査の經驗を経て検察庁の名に背かざる職務執行振りを、私でできるようにして頂きたいことをこの際希望いたします。

○委員(伊藤修君) 最高裁判所から昨日の宮城さんの質問に對するところの説明の不十分なる点を御釈明願いた

と思ひます。

○説明員(宇田川潤四郎君) 昨日の答弁中、宮城委員並びに鬼丸委員の御質問にかかると家庭裁判所専任所長任命の問題、家庭裁判所裁判官定員並びにその欠員の問題、及び家庭裁判所上席少年保護司に女性を任命する問題について私の所管事項でなかつたために明確にお答えすることができなかつた点がありましたので、本日ここで改めて御答弁申し上げます。家庭裁判所の専任所長を任命する問題につきましては、従来家庭裁判所の裁判官の定員はもとより、他の下級職員の定員も僅かでありました關係もあり、又獨立の建物を建設しておらないやうな關係などからして、地方裁判所長に兼務させて置くことが、人的にも物的にも経済的に好都合であるといふやうな理由から大部分の専任所長の任命を見なかつたのであります。この國會において裁判所職員の定員に關する法律の一部を改正する法律案が幸い通過いたしましたれば、定員も増加いたしますし、又家庭裁判所の新庁舎も漸次建設せられつゝありますので、成るべく速かに専任所長を任命いたしたいと思ひます。

次に家庭裁判所裁判官の定員の問題であります。現在判事が百十三名、判事補が四十六名になつておりますが、現在の判事については三十五名、判事補については二十九名の欠員がございます。尙判事補二十九名の欠員については、先程申し上げました通り、この四月に司法研修生が百数十名研修を終ひまして判事補に任用せられますので、欠員二十九名は四月中に全員充員せられることになつております。又判事の欠員については、在野法曹並びに

元司法官の復職希望者が現在においても七十一名ありますので、遠からずこれらの欠員も充員せられると存じております。

最後に女性の上席少年保護司の任命につきまして、家庭裁判所の性格上、宮城委員の仰せのごとく誠に結構なことと存じますので、その人を得るならば任命したいと考えております。

以上であります。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑ありませんか。

○松井道夫君 前回回は出席しておりませんでしたから質問が重複するかと思ひますけれども、一、二質問いたしたいと思ひます。今度少年院法の一部を改正して従来の「少年観護所、少年鑑別所」というものを一本にして「少年保護鑑別所」というものを作るという趣旨かと思ひますけれども、従来はこの少年観護所と少年鑑別所というものの関係はどういうことになつておつたのか。附置ということになつておるのですが、これは具体的にはどういうことになつておつたのか。例えば人員の関係であるとか、或いは予算等の関係、或いはその仕事は一体どういふうなことをせられていたのか、そういうことを承わりたいと思ひます。

條文の字句の上から解釈してありますが、附置ということになつておりますが、役所としては全然別個の役所であつたわけでありまして、それで官制の上から見ますと、役所としては全然別個のものでありまして、二つそこに役所がある。従いまして予算の面も建前としてはこれは別になるわけでありまして、職員もいたしましては、少年観護所の職員というふうにならなつておりまして、その数につきましては直ぐ正確な数字を調べてお答えしたいと思つております。機能といたしましては、少年の観護所は、これはデテンション・ホームというものでありまして、要するに簡単に申し上げますと、少年を家庭裁判所において審判中に、一時そこに拘束する。性格上全く同じではありませんが、要するに成人に対する拘置所に類するような機能を果たすのであります。鑑別所の方は全然然るやうなものがありませんのでございまして、要するにその観護所に拘束されておる少年、その他少年院乃至少年保護観護所の方面から委託されておる少年の資質を鑑別する、純粹なそういう鑑別の技術的な役所であつたのであります。それで両者はそれ、異なるつた長があり、全く異つた方法によつて運営されて来たわけでありまして、それが大体の建前であつたのであります。考えて見ますと、少年鑑別所の方は職員はさうに専門的であります。この種のことに對しまして、財政方面からの十分な予算を得ることもできなかつたという二つの点から、鑑別所の方では十分な職員を得ることができ

なかつたのであります。大体的ところ、職員としましては、鑑別所の方にはさういふ専門的な機關が全国で七十人しかいなかつたのであります。観護所の方はこれに比較いたしますと、全体として約八百人の定員を得ることができたのであります。そんな關係がありまして、所によりましては一人、多くて二人というふうな職員しかそこに配置することができなかつたのであります。それで、勢いおのずからその事務的な、資質鑑別の技術的な以外の日常の經費の面であるとか、いろいろなさういふ事務的な面は全部観護所の職員に兼務さしてやつていたわけでありまして、それらのいろいろの事情から考えまして、どうも予算的措置などが不十分であつたので、この際これを一本にした方が官庁の経済上よくはないかというふうな考えまして、この度一本としたわけでございます。

は授權資本の制度を採用いたしましたことに伴ひまして、新たに規定いたしましたものでございまして、即ち新株の発行に關する規定でございます。逐條御説明を申し上げます。

二百八十條ノ二は、新株發行につきましては、本法に別段の定があるとき、又は定款を以て株主總會が決定するといふ定がありするならば別段です。この場合を除きまして、新株の發行につきましては取締役會の決議によつて、一号から四号までの事項を決定して行くという規定いたしましたのでございまして。この各号につきましては總括的な説明を申し上げました際に觸れましたので、特に申し上げることもないかと思ひます。第一号にありましてこの種類及び数というものは二百八十二條によりまして、定款に種類株式を發行するといふ定があることが必要であることは申し上げるまでもないことと思ひます。

二百八十條ノ三につきましては、これも總括的な説明の際に觸れましたので、特に申し上げることはございません。二百八十條ノ四は新たに設けました規定ですが、新株引受権の定義的な規定でございます。即ち「新株ノ引受権ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ數ニ応ジテ新株ノ割當ヲ受クル權利ヲ有ス」という定義的な規定を掲げたのに過ぎません。

りまするが、その意味におきましてこの二百八十條ノ七の拂込期日は重要な意味を持つてございませう。

次に二百八十條ノ八でございませうが、これは現物出資に関する規定でございませう。これも總括的な説明のときに触れましたので、特に申し上げることもないかと思ひますが、現物出資者に対して與えらるる株式の数が、発行済総株式の二十分の一を超えらるる場合には、必ず裁判所の選任する検査役の調査を経なければならぬといふことにならぬといふのでございませう。この検査役の調査の結果は、必ず裁判所へ報告をいたしまして、裁判所はその報告に基きまして現物出資の評価、或いはこれに対して與える株式の数が不当であると認められた場合には変更を加へ得ることができるといふ關係は、設立における現物出資の關係と同様にいたしておるわけにございませう。裁判所の變更に服しない現物出資者は、この株式の引受を取消することができぬ。裁判所の通告後二週間内に取消しないときは、現物出資に関する事項は「通告ニ従ヒ變更セラレタルモノト看做ス」といふことにならぬといふのでございませう。

次に二百八十條ノ九でございませうが、現行法の増資の場合におきましては、拂込期日から利益又は利息の配当については、株主と同一の権利を有するといふことになつておるが、この二百八十條ノ九におきましては、拂込期日よりあらゆる關係におきまして、株主として待遇をされる。言い換へれば利益、利息の配当についてのみならず、議決権或いは新株の引受権につきましても、当然株主としての待遇

を與えらるるというわけにございませう。現行法の増資におきましては、若し拂込期日に拂込をなさない場合には、更に催告を受けて失権するといふことになつておるが、或るべく新株の發行關係を明確にいたすといふ趣旨におきまして、拂込期日に拂込み又は現物出資の給付をしない場合には、当然権利を失ふ。従つてその株式は引受のない株式となるのでございませう。更に發行することを妨げないわけにございませう。尙この現物出資の点につきましても、二百八十條ノ十四におきまして、百七十七條第三項を準用いたしてございませう。百七十七條の第三項によりまして、百七十二條が準用いたされておるわけにございませう。現物出資者ハ拂込ノ期日ニ出資ノ目的タル財産ノ全部ヲ給付スルコトヲ要ス但シ登記記録其ノ他權利ノ設定又ハ移轉ヲ以テ第三者ニ對抗スルヲ必要ナル行為ハ会社成立後ニ之ヲ為スコトヲ妨グズ」といふことにならぬわけにございませう。失権した新株の引受人に対する損害賠償の請求は当然でございませうが故に、二百八十條ノ九ノ三項におきまして、その規定を設けておるわけにございませう。

次に二百八十條ノ十でございませう。これもしばしば問題になりまして、多少説明申上げた点でございませうが、「会社法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不正ナル方法若ハ額額ニ依リテ株式ヲ發行シ之ニ因リ株主ガ不利益ヲ受クル虞アル場合ニ於テハ其ノ株主ハ会社ニ對シ其ノ發行ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得」といふ規定を設けておるわけにございませう。この規定は株主の衡平法上の權利と申しまするか、不当なる価値或いは不正なる方法に

よりまして第三者が会社の株主になりませうことは、旧株主の利益を害するものでありまして、この場合に旧株主は株主として有する權利を保護する途を認めるのは当然でございませう。それで二百八十條ノ十によりまして、この場合にその株主は会社に対して發行を止むべきことを請求することができるといふふうをいたしまして、実体上の会社に対する請求権を認められたわけにございませう。従ひまして会社がこの請求を受けまして、みづからその措置の不正であることを認めて發行を差止めればこれはよろしいといふのでございませう。若し会社がこれを認めない場合には訴えによらざるを得ないことにならぬわけにございませう。この場合には株主は自己の權利を保全するために仮処分

の請求をなすことができると考へておるが、金額の不正といふ問題は、市場価値とか、或いは会社の業績その外公の監督機能が十分になりませうと、比較的その会社の株式の価値といふものは算定し易いと思ひませう。比較的に左程困難はないかと思ひませう。著しく不正な金額といふものは、その判断に左程困難はないかと思ひませう。問題になりませうのは「不正ナル方法」といふことにならぬのでございませうが、アメリカにおきまして一般の解釈によりませうと、取締役が自己の地位を保全するために特定の縁故者或いは株主に対して株式を發行するといふこと、或いは将来或る一定の会社における勢力を獲得するために、それを見越して或る特定の株主若しくは第三者に株式を發行するといふやうなことは、たとえその發行の金額が公正でありましても、不正なる方法とされて差止めを求められるといふふう

にいわれておるが、本條の解釈に多少参考にならうかと考へておるが、又この現物出資はしばしば問題になりまして、恐らく現物出資等に関する規定を注目すべきものにならうかと考へませうが、裁判所の選任いたしまして検査役の検査を終りまして、そうしてその検査の報告によつて、裁判所が現物出資の評価並びにこれに対して與えた株式数といふものが公正であると判断せられた場合には、その判断によりまして一応この公正發行といふものが裏付けを得たと解釈し得るのでございませう。それを除きませう場合には、一般に現物出資につきまして不当な評価、それに対して與える株式の種類或いは数といふものが評価に対して不当であるといふふうな場合には、当然不正發行若しくはこの不正なる金額において株式を發行したといふ場合に該当するのではないかと考へておるが、次に二百八十條の十一でございませうが、これも相当論議の対象になる規定ではないかと考へませう。即ち取締役と共謀いたしまして不正なる發行金額を以て株式を引受けました者に対してこの会社に対する一種の損害賠償の責任を認めたものでございませう。この賠償額といふものが問題になりませうし、又事実この株主は有限責任を負つておるのでございませう。發行対価以上に会社に対しては責任を負わぬのが原則でございませう。アメリカにおきましては無額面株式の場合におきましては「フル・ペイド、アンド、ノン・アッセザブル」といふ言葉がございませうが、苟くも無額面株式の發行対価を

支拂えば、それ以上会社から追及を受けることがないといふことと考へませうが、これは引受人が善意でありませうが、苟くもその引受人が取締役と通謀いたしまして著しく不正なる發行金額を以て株式を引受けるといふ場合に免れて無責任であるといふことは、余りに旧株主の權利を害することになりませうので、この場合に限りましていわゆる有限責任の原則の例外をいたしまして、公正なる發行金額との差額を事実上追出資せしめるといふことを認めませうことは極めて妥當ではないかと考へませう。この規定を入れたわけにございませう。でこの場合引受人から追出資、事実上追出資いたした金額は申上げるまでもございませうが、資本にはもとより組込まれませうし、又資本準備金にも組込まれませうわけにございませうから、これがいわゆる法律上の出資になるわけにございませう。法律上のこの性質を申すなれば、これは損害賠償の特例と申さざるを得ないかと考へませう。でこの不正發行につきましては、何と申しませうも取締役がこの第一次の責任者でございませう。不正發行に対しては取締役が責任を追及されることは当然でございませう。然らば取締役の責任と引受人の責任とはどういふ關係になるかと申しますと、目的は共通でございませうが故に、この不真正連帯債務の關係に立つのではないかと考へておるが、次にこの第二項によりまして取締役の責任を追及する訴えの規定を準用いたしてございませうが、取締役を通じて不正な株式を引受けただけでござい

まするから、取締役がその引受人の責任を追及いたすという事は事実上殆んど期待し得ないのではないかと考えます。これを以ちまして、個々の株主に引受人の責任を追及する代表訴訟を認められた次第でございます。

次に二百八十條の十二でございますが、これはこの設立の場合におきます百九十一條と同趣旨のものでございまして、説明を省略いたします。又二百八十條の十三は設立の場合におきます百九十二條の一項、三項と同趣旨でございますが故に、これも説明を省略させて頂きたいと思ひます。

次に二百八十條の十四でございますが、これは本節に特別の規定のないものを除きまして株式申込証、株式の割当、発行価額の拂込、取扱場所、それから現物出資給付の時期、それから拂込取扱機関の変更、拂込取扱機関の証明、それから権利株の譲渡等につきます設立の際の規定を新株の発行の場合に準用いたしたものでござい

ます。それから二百八十條の十五から十八までは新株の発行無効の訴えに関する取扱を規定いたしましたものでござい

ます。で概ね現行法におきます増資無効の訴えの規定を採用いたしましたものでござい

ます。先程申しましたその訴によつて無効を主張することとしたのに対応いたしまして、その判決の効力は新株を將來に向つて無効ならしめるという事

にいたしたのでござい

ます。そうしてこの場合には、会社は遅滞なくその旨及び三ヶ月を下らない期間内に、株券を会社に提出すべき旨を公告し、且つ株主及び登録質権者に対して通知することを要するものとい

たしてござい

ます。次に二百八十條の十八ですが、これは増資無効の取扱いをそのまま踏襲いたしたものでござい

ます。無効の判決には、会社は遅滞なくその旨及び三ヶ月を下らない期間内に、株券を会社に提出すべき旨を公告し、且つ株主及び登録質権者に対して通知することを要するものとい

たしてござい

ます。次に二百八十條の十八ですが、これは増資無効の取扱いをそのまま踏襲いたしたものでござい

ます。無効の判決には、会社は遅滞なくその旨及び三ヶ月を下らない期間内に、株券を会社に提出すべき旨を公告し、且つ株主及び登録質権者に対して通知することを要するものとい

たしてござい

ます。次に二百八十條の十八ですが、これは増資無効の取扱いをそのまま踏襲いたしたものでござい

ます。無効の判決には、会社は遅滞なくその旨及び三ヶ月を下らない期間内に、株券を会社に提出すべき旨を公告し、且つ株主及び登録質権者に対して通知することを要するものとい

たしてござい

ます。次に二百八十條の十八ですが、これは増資無効の取扱いをそのまま踏襲いたしたものでござい

ます。無効の判決には、会社は遅滞なくその旨及び三ヶ月を下らない期間内に、株券を会社に提出すべき旨を公告し、且つ株主及び登録質権者に対して通知することを要するものとい

たしてござい

ます。次に二百八十條の十八ですが、これは増資無効の取扱いをそのまま踏襲いたしたものでござい

ます。無効の判決には、会社は遅滞なくその旨及び三ヶ月を下らない期間内に、株券を会社に提出すべき旨を公告し、且つ株主及び登録質権者に対して通知することを要するものとい

たしてござい

ます。次に二百八十條の十八ですが、これは増資無効の取扱いをそのまま踏襲いたしたものでござい

おきまして、相殺を以て對抗いたさせるといふことにいたしますと、その当該の株主のみに不当な利益を興えるという意味におきましても、それを否認したるのでございませぬが、一応改正案におきましては従来の取扱を踏襲いたしまして、会社の資産状態如何に拘わらず相殺は許さないとすることにいたしましたのでございませぬ。

○松井道夫君 「相殺ヲ以テ会社ハ對抗スルコトヲ得ズ」といふことなんでありますが、会社側で相殺は一向差支えない。或いは会社の整理、これは法律上の整理にございませぬが、実際の整理に關連いたしまして増資をなす場合にはしばしば問題になることであるが、學者の説によりますと、現在現行法ではどうもいかにと解すべきだといふ學者もあるようでありませぬ。併し新法では今の新株の發行その他取締役の手腕によりまして相当自由にやれることになつておるのでありますが、会社の方でそれを認めるということも、要するに政府委員の御見解としてはやはり禁止したということなんでしょうか。

○政府委員(岡咲恕一君) 私の見解を申し上げます、会社側からいたします相殺は差支えないのではなからうかと考へております。

○松井道夫君 いや会社側からする相殺でなくて、株主の方から、これは言葉は同じことになるかも知れませぬが、ただ受取債権とこつちからの積極的の債権と、これは觀念上は違つたので、株主の方から相殺を主張して、会社の方でそれに異議がないとき、そういうことがやはり改正法の建前として認められるかどうかということですが、

○政府委員(岡咲恕一君) 相殺は一方的の意思表示でありまして、債権消滅の効果を生ずるものであります。引受人の方で相殺を主張いたしました場合に異議がない、よろしいということになりますならば、この会社側から相殺をしたことと実質におきましては差異がございませぬので、そのよう相殺は有効と考へてよろしいのではないかと思ひます。

○松井道夫君 これは又前回の御説明の聴き落した点になります。総会の決議取消の訴えを起す期間を今度三月に改められたと思ふのであります。これは學者の側の一部、或いは實際界において、これは主として經營者であります。伸長することは、一月を三月に伸ばすことは、これは今の訴えの建前から言つて、その理由を發見するに苦しむ、むしろ弊害があるといふ説があるように思ふのであります。特に三月に伸ばさなければならぬ理由をもう一度お尋ねして置きたいと思ひます。

○政府委員(岡咲恕一君) 二百四十八條の第一項におきまして、現行法の一ヶ月を三ヶ月に伸ばしたという以外には理由がないのでございませぬ。で、現行法の一ヶ月でも足りるのではないかと、殊に經營者側からいたしますと、不当な訴え提起によつて会社が妨害を受けるという機会を成るべく與えないといふ意味から行きますと、現行法の一ヶ月で十分だといふお考えも一応立つかと考へます。私共実務をやりました経験から申しますと、

一ヶ月の期間は必ずしも十分とは考へませぬで、多少期間を置くのがいいのではないか。審議会におきましても、いろいろ御相談いたしました結果、先づこれは三ヶ月に延すのが適當であろうという結論に達しまして、審議会の商法部会には、実務家或いは証券界、その外産業界の方々も御出席になつておりました。三ヶ月に伸ばしたことに對しては別段の異議もなかつたものですから、私共の見解と一致すると認めて、三ヶ月に伸ばしたわけでございます。

○松井道夫君 今の点ですが、何か特別の強い要望が外から出た、短か過ぎて困るといふことで特別の要望でも出たのですか。

○政府委員(岡咲恕一君) 速記を止め下さい。

○委員長(伊藤修君) 速記を止め下さい。

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始め外に今日の部分の御質問はありませんか。

二百八十條の十五をちよつと一、二ばかりお聞きして置きたいのですが、この期間を経過した後の發行された株券の効力はどうかですか。

○政府委員(岡咲恕一君) 六ヶ月経過後になりますと、無効を主張すべき訴を提起できないわけでございます。から、株券は有効な株券として取扱われるわけです。

○委員長(伊藤修君) そうすると、授権資本を超過した多数の株が皆有効として認められるわけですか。

○政府委員(岡咲恕一君) この無効原

因を如何に考へるかということに問題でございまして、或いは、授権資本超過の發行は当然無効なんで、別に訴によらなくても何遍でもこの無効を主張し得るといふ見解もあり得るかと思ひます。私共の現在考へておられるところでは、たとえ授権資本を超過したのも一旦株式として成立したといふことになれば、取引の安全から申しても、その株式は有効とするのがよろしいのではないかと考へます。或いはその無効發行によります損害といひますか、或いは任務懈怠について關係取を擴張するといふことになりませぬと、その無効發行の株式にも遡つて欠陥を補充されることになりませぬ。このような場合には強いてその株式は当然無効で、如何なる場合においても如何なる形式においても、これを主張し得るといふふうな取扱ひが必要はないのではないかと考へます。むしろ取締役が自己の職責任務に對して誠実であるといふことに徹底いたしますような、そういうふうな超過發行は、比較的簡単に瑕疵を治癒されるのではないかと考へます。うに考へられますので、一応六ヶ月の期間で足りるのではないかと考へる次第でございます。

○委員長(伊藤修君) そうすると二百八十條の十五というものは当然無効の場合も含むわけですか。

○政府委員(岡咲恕一君) 私共は一応はさうに考へております。

○委員長(伊藤修君) そうすると實際において、会社の資本構成が定款その

他と合致しない状態を醸し出すことになるわけですね。

○政府委員(岡咲恕一君) 極端な場合にはさういふ場合もあり得るかと思ひます。ただこれは、恐縮ですが、疑問をいたしますのは、例へば定款に種類株式に関する規定が全然ないにも拘わらず、取締役会で優先株式を發行したといふふうな場合には、一体これは新株の發行になるのかどうかといふ問題があります。かかる場合は定款に全然ない種類の株式の發行といふものは、むしろ当然無効であつて、二百八十條の十五による訴を以てしなくとも、その無効を主張し得るのではないかと考へます。如何なる場合には当然無効か、或いは如何なる場合には訴えによつて無効を主張し得るものであるのか、その限界はもう暫く検討をいたしたいと考へます。現状におきましては、今申しましたように特別な場合を除きまして、一応新株の發行無効といふものは、必ず六ヶ月内における訴えを以て主張しなければならぬものと、かように考へております。

○委員長(伊藤修君) 他に御質問ありませんか。

では第四節「会社の計算」の御説明をお願いいたします。

○政府委員(岡咲恕一君) この第四節におきましては、授権資本制度及び無額面株式の制度を採用いたしましたのに伴ひまして、第一に資本の構成に關する規定を設けたのでございませぬ。

第二にいたしまして、現行法にありませぬ法定準備金を資本準備金、利益準備金との二種類に分かつことにいたしまして、資本準備金として積立を要する金額の種類を挙げております。第

第四節 法務委員会會議録第十二号 昭和二十五年三月十四日 【參議院】

九

三に新株発行に必要な費用の均等償却を認めることにいたしました。第四といたしまして株式による配当制度を採用し、第五に準備金を資本に組み入れる制度、第六に株式分割の制度を採用いたしましたのでございます。更に第七といたしまして二百八十一條に掲げまするいわゆる計算書類の附屬明細書の作成事務を認めただけでございます。只今申しましたのが第四節における重要な改正点でございます。

二百八十二條は監査役を廃止いたしましたので、会計監査役を採用いたしましたことに伴いまする條文の整理が主たるものでございまして、別段申上げることもございません。

二百八十四條も同様でございます。二百八十四條の二は、只今申しました資本の構成に関する規定でございます。相重要な規定かと考えます。これも本日までは御論議になりまして御説明を申上げたかと思ひますが、会社の資本は原則といたしまして「発行済額面株式ノ株金総額及発行済無額面株式ノ発行価額ノ総額トス。」これは現行法の建前と大体一致するかと考えます。

第二項におきまして無額面株を發行いたしました際に、その發行価額の四分の一を超えない金額を資本に組み入れないで拂込剰余金としてリザーブすることができ、留保することができるといふことにいたしましたのでございます。設立の際に發行いたしました無額面株式につきましては、特に設立の際における会社資本の充実を図る趣旨におきまして、最低發行価額を定款に記載せしめることにいたしてあります。が、拂込剰余金は最低發行価額を超

ゆる部分であつて、且つ發行価額の四分の一を超えない金額というふうにより重の制限を設けたのでございます。それから二百八十六條の二でございしますが、これは現行法の二百八十六條と同趣旨でございまして、新株發行に要しました費用は貸借対照表の財産の部に計上いたしました三年内に均等償却が許されるということにいたしましたのでございます。この規定によりまして株式發行による費用の負担を緩和せんとするものでございます。

次に二百八十八條でございします。が、この度の改正案におきまして法定準備金を資本準備金と利益準備金との二種類に分ちまして、利益準備金につきましては現行法通り資本の四分の一に達するまで、無決算期の利益の十分の一以上を積立てなければならぬというようにいたしましたのでございします。現行法におきましては法定準備金の中には額面株式における超過額、いわゆるプレミアムも入るわけでございます。まして、会社が非常に業績が良くて株価が高いという場合には、相当多額のプレミアムが利益準備金として積立てられます関係上、会社の毎決算期における利益積立の負担が比較的軽い場合もあるかと考えますが、改正法案におきましては、只今も申しましたプレミアムは二百八十八條の二によりまして、資本準備金として別途に積立てることにいたしました。その金額如何に拘わらず別に利益準備金として毎決算期の利益を別途積立てなければならぬというようにいたしましたのであります。

二百八十八條の二は、只今申しました資本準備金として積立てる費目を規定いたしましたのでございまして、一号は只今も申しました額面以上の価額を以て額面株式を發行した場合の額面超過額、いわゆるプレミアムは資本準備金として積立てなければならぬということになるわけでございます。二号は無額面株式の發行価額中拂込剰余金として資本に組入れない金額というものを留保いたしました際、これを資本準備金として積立てなければならぬということにいたしましたのであります。三号は、一營業年度における財産の評価益から評価損を控除した残額を認めたとでございます。第四号は、いわゆる減資差益金でございます。即ち資本の減少によりまして減少した資本の額が株式の消却、又は拂戻に要しました金額及び欠損或いは填補に充てました金額を超えたその超過額は、資本準備金として積み立てなければならぬということにいたしましたわけでございます。

次に二百八十九條ですが、これは大體現行法の規定と同様でございます。利益準備金及び資本準備金は資本の欠損の填補に充てる場合を除く外は使用することができないということにいたしましたのでございます。尤も後に述べますように準備金から資本に組入れるといふことは許しておるのでございます。まず欠損填補の場合に使用されますものは利益準備金でありまして、利益準備金を使用いたしました場合、尙欠損が填補できないという場合に資本準備金をもつて不足額を填補するということにいたしましたのであります。これが二百八十九條の第二項でございます。二百九十条は現行法通りでございます。別段申上げることはございません。

二百九十一條は、いわゆる建設利息の配当に関する規定でございます。大體これも現行法の建前を踏襲いたしましたのでございます。が、授権資本と無額面株を採用いたしましたことに伴ひまして必要な整理をいたしましたのでございします。第一項に「一定の株式」という言葉を用いておりますが、これは授権資本制度の採用によりまして、現行法におきまして利息の配当を受け得る株式の範囲が定まつておりませんので、予め一定しておく必要があるからでございます。現行法には但書がございします。但書を削りましたのは無額面株の採用によりまして、利率の算定が不能となりましたのでこの但書を削つたわけでありまして、尤も但書に代へまして第三項を新設いたしております。この第三項の規定の實質は現行法の第一項の但書と同様でございます。それから第二項につきまして変更につき裁判所の認可を要することにいたしました

おりませんが、これは現行法の二百九十二條と同趣旨でございまして、定款の変更を裁判所の認可事項といたしておると同様でございます。二百九十二條を削除いたしておりますが、これは資本増加の規定を排しましたのでこれは削除し、その内容は二百九十一條の方に移したのでございます。次に二百九十三條の二について御説明を申し上げます。これは改正法案におきまして新しく採用いたしました株式による利益配当に関する規定でございます。第一項におきましてはこの株式による配当は株主總會の特別決議によらなければならぬというものを定めたものでございます。そうしてこの株式配当は必ず利益の配当に代るものでなければならぬ。言い換へれば配当をすべき利益の裏付がなければ株式配当は許さないということにいたしましたのでございます。

第二項におきまして、然らばその株式による配当につきまして、いわゆる發行価額をいかようにするかという問題であります。額面株については必ず券面額によらなければならぬ、無額面株につきましては、券面額がございませんので、その価額は特別決議において定めるといふことにいたしましたのでございます。重ねて申し上げます。發行すべき株式の券面額の株金総額、或いは無額面株式の發行価額の総額に配当する利益がなければ、株式による配当は許されないのでございます。

第三項は株式による配当をいたす際に、配当すべき利益の額が券面額又は發行価額に満たないような端数を生ずる場合があり得るわけでございます。この場合の取扱を簡便に

おりますが、これは現行法の二百九十二條と同趣旨でございまして、定款の変更を裁判所の認可事項といたしておると同様でございます。二百九十二條を削除いたしておりますが、これは資本増加の規定を排しましたのでこれは削除し、その内容は二百九十一條の方に移したのでございます。次に二百九十三條の二について御説明を申し上げます。これは改正法案におきまして新しく採用いたしました株式による利益配当に関する規定でございます。第一項におきましてはこの株式による配当は株主總會の特別決議によらなければならぬというものを定めたものでございます。そうしてこの株式配当は必ず利益の配当に代るものでなければならぬ。言い換へれば配当をすべき利益の裏付がなければ株式配当は許さないということにいたしましたのでございます。

たすという趣旨におきまして、この端数につきましては株式配当をいたしませんで、金銭配当をするということにいたしております。無額面株につきましては、一般の株式の発行におきましては、拂込剰余金という制度を認めておられますが、これは全然必要がないと考えまして、無額面株を株式配当いたす際におきまして、拂込剰余金というものは認めないということにいたしましたのでございます。株式の配当におきましては株式申込書も必要がございませぬし、又拂込期日というものもございませぬし、又現実の拂込も認めないわけでございますから、一体いかなる時期において配当をされる株式が株主に帰属するか、言い換えればいかなる時期において新株について旧株主は株主となるか、そういう時期が問題になりますので、五項の規定を設けまして株主總會の終結のとき、言い換えれば株式配当を決議いたしました株主總會の終結のときに株主になるということにいたしましたのでございます。この株主になりまますならば、二百二十六條の第二項の規定を準用いたしまして、旧株主は当然新株券の交付を請求することができるとございまして、登録質権者は新株券について当然質権を及ぼすことができることに相成ることとでございますので、二百九十三條の二の末項に取締役は株主總會の決議があつた際には、遅滞なく株主及びこの登録質権者に対して株式配当の必要事実を通知することを要し、又この無記名式の株券を発行してあります場合には、これを公告することを要するといふことにしたのでございます。

次に二百九十三條の三でございまして、これも新しく採用いたしました制度でございます。準備金の全部又は一部を資本に組入れる途を開いたのことでございます。これによりましてこの会社のいわゆる法律上の資本というものはよく充實いたしましたして会社の信用を増すことにもなりますし、会社の経理上会社を健全にいたすためにはこの措置が非常に有効に働くのではないかと考えます。準備金の資本への組入れの場合におきまして、会社において適当と考えました場合にはこの株主に對して新株を発行し得ることとしたのでございまして、これは第二項の規定でございまして、この場合におきましては株主は取締役會の決議のときから新株について株主となるということにいたしましたのでございまして、株式の発行につきまして若し端数を生ずるといふふうな場合には株式の発行ができないものと解釈いたしております。言い換えれば株式が各株主に行き渡つていないと株式の発行は許されないと解釈いたしております。株主及び登録質権者に対して重大な影響がございしますので、株式配当の場合と同様にそれぞれ株主、登録質権者に通知し、或いは公告をいたすという規定を準用いたしておるのでございます。次に二百九十三條の四でございまして、これも新しく認められた制度でございます。株式の分割に関する規定でございます。会社は取締役會の決議によつて株式の分割ができることと規定いたしております。これも一般的な説明の際にも申し上げましたように、株価が異常に高いために、新株の発行にも支障を来たし、或いは株式の流通の上に

も妨げられる、株式の市場性についても十分でないといふふうな場合には、株式の価格を引下げるために行われるものでございまして、株式の分割は株主を平等の原則によらなければならぬことは当然でございまして、無額面株全部につきましては同一の比率によつて分割が行われなければなりませんし、分割によりまして株式の数が増加することは当然ですが、増加します株式の数が定款に定められております授権資本の枠外にはみ出るといふような場合には当然定款を変更いたしました先ず採権資本の枠を拡張しなければならぬことにはいたしましたのでございませぬ。一般的な説明のときにも申し上げましたが、本條の規定いたしております株式の分割は無額面株式に限るわけでございます。額面株式の場合には当然券面額の変更を伴いますので、定款変更の手續を採らなければならぬ関係上、取締役會の決議のみによりましては分割ができない次第でございませぬ。分割前の株式と分割後の株式とは同一性を有するのでありますから、分割前の株式を目的とする質権は分割によつて株主が受くべき新株式の上に当然効力を有するわけでございます。二百八條にその趣旨の規定を設けております。一株を二株以上に分割するという場合には、新株券を発行すればそれで宜しいわけですが、二株を三株に分割するという場合には株式の併合を伴いますので、旧株券を会社に提出せしむる必要があるわけでございます。従ひまして株券の提供を必要とするという場合には、資本減少の場合における株式併合に関する規定を準用する必

要がありますので、二百九十三條の四の第二項を設けたわけでございます。次に二百九十三條の五でございませぬ。これも一般的な説明の際に申し上げた点でございませぬが、会社の業務及び財産の状況を一般に公示する、株主に公示する趣旨を以ちまして、附屬明細書というものの作製義務を認めましたのでございませぬ。取締役は又決算期より四ヶ月内に第二百八十九條に揚げますいわゆる計算書類の附屬明細書を作りまして、これを本店及び支店に備えておかなければならぬ、この附屬明細書に会社の業務及び財産の状況を相当詳細に記載することを要する、ことにその期における会社資本及び準備金、これは法定準備金でございませぬ。資本及び準備金の増減、それから取締役、會計監査役、株主と、会社との間の取引、それから会社がなす担保権の設定、会社がお金融を業としない会社である場合におきましては、その会社がなす金銭の貸付、それから他の会社の株式の取得並びに固定財産の処分につきまして必ず明瞭にせしめなければならぬということにいたしましたのでございませぬ。只今申しました事項は会社の財産を營業年度における関係において、いかようになつたかということを示す上に重要でありますのみならず、得て会社の財産に損害を生ずる虞れのある取明でありますが故に、特にこれを明確にいたすことにはいたしましたのでございませぬ。この附屬明細書につきましては、株主は營業時間内いつでもこれを閲覧又は謄写することを求めることができますし、又会社の定めてお

する費用を支拂つて、その謄本又は抄本の交付を求めることができるということにいたしましたわけでございます。次に二百九十三條の六及び七は、しばしば問題になりましたいわゆる会社の會計書類の閲覧権に対する規定でございます。発行済株式の総数の十分の一以上に當る株式を有する株主は、會計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求することができることにいたしましたので、この請求の手續は必ずこの書面を以てする。そうしてその書面にはその請求の理由を明示しなければならぬといふことにいたしましたのでございませぬ。この請求がございました場合には、会社は株主の請求が、権利の濫用であるとか、或いは株主一般の利益を害するといふ特段の事由がない限りは拒むことができないといふことにいたしましたのでございませぬ。そうしてその特段の事由を二百九十三條の七に明らかに規定いたしております。特段の事由として認めますものは、株主が株主の権利の確保若しくは行使に關し調査を為すためではなくして請求したとき、又は会社の業務の運営若しくは株主共同の利益を害するため請求したとき、言い換えれば、株主としての正当な権利の確保のためではなくして、他の目的のために閲覧を請求した、或いはその請求が会社の業務の運営、又は株主一般の利益を害するために行われたといふ場合でございます。第二にいたしまして、請求いたしました株主が会社の競業關係にあるものである場合、或いは競業關係にある会社の社員である場合、或いは株主である場合、又は取締役である場合、又は会社と競業關係にあるも







であります。であるからして、これは国民の権利として何等の方法をもつて救済することとでなければ不十分であります。ただいい考えがない、いい方法がないというのならいい方がないのであります。それで私お尋ねしたわけですが、別にいい方法はない、その方法について考えられたことはいないことですか。

○説明員(關之君) その点につきましては、今申上げたように一つとしましては、過去に受けました保護処分を刑事訴訟をする場合に考慮すべしというように規定を設けますと、刑事処分と保護処分は違ふという、その建前が崩れて来はしないかという法律の合理的な一つの問題であるわけでありませう。それで置かないほうが法律上正しくはないか。いま一点は、今の刑事訴訟法の問題になりまして、検事の起訴の便宜主義上過去に受けた保護処分については十分に考慮をして処置されるものである、こういう二点から今のお尋ねのような点はこの法律上には明記しないのが宜からう、こういうことになつたわけでありませう。

○宮城タマヨ君 先程松井委員の質疑に對しましての政府委員のお答、それから午前中にも同じことがございまして、たのすけれども、観護所がただ単に一時的の身柄の拘束をするという、いわばアメリカなんかで申しましたデテション・ホームに当るものだという御説明がございましたのでございませうけれども、それなら鑑別所と一緒になさらないで、家庭裁判所の中にお置きになる方が都合がいいのじやないのございませうか。どうして家庭裁判所と

一緒になさらないで、鑑別所と観護所と一緒になさつたのでございませうか。

○説明員(關之君) 今のお尋ねの観護所、鑑別所を審判機関である裁判所との關係において如何なる所に置くかという点は、これは一つの根本問題であるわけでありまして、立案の当初におきまして、いろ／＼この点は問題になつた点であるかと思つたのでございませう。それで家庭裁判所よりそれを離しまして観護所、鑑別所というものを別な法務府系統の役所といたしましたのは、私の推測いたしますところでは、要するに裁判所は審判だけ執行する、身柄の拘束その他の点は別な機関をして扱わしめるのが相当であるというふうな考えからさういうふうになつたものであらうと私は考えておるわけでありませう。

○宮城タマヨ君 それでは別に繋続します官庁が違ふからというだけでございませうか。昨日も私はさういふ根本の問題がございませうから法務総裁にいろ／＼伺つたのでございませうけれども、やはり今対象としました問題につきまして、子供のためにどうすれば一番いいかという立場に立つて立法もして貰いたいし、若しもそれが家庭裁判所の構内にでも置く方が必要だといふいうなことでございませうたら、これはもう根本的に考えて頂かなければならぬ問題じやないかというふうに思つておるのでございませう。實際観護所を廻つて見ますと、昨日も申しましたように、刑務所以上にひどい部屋の中に入れます、子供はなんにもすることなしにただ坐してあるというふうなかわいそうな状態である所もございませうが、又或る所では大人の刑務所の中

に、塀の中に入れてございまして、大人の刑務所の犯罪者と同じものを食べさせておるといふようなところもありまして、実に私は大問題だと思つて見参つたのであります。それで若しもそれがただ身柄の拘束ということでしたら、運営上から家庭裁判所の中に置くことが若しもできないならば、家庭裁判所に極く近いところに置く。そつとこの観護所と鑑別所を一緒にしたといふところには、子供のためにさう方がよいという建前ではないかといふふうな今までは理解しておつたのであります。東京鑑別所の成田所長はもう少年法が通過いたしました以来、子供の鑑別をしていらつしやう、さすがに一贯したお仕事をいらつした方と思つて、この間敬服して参りましたこと、あの鑑別所に参りましたときに、犯罪少年はすべて病人です、ですからその病人を先ず第一に病院に入れて、病室に収めなければならぬといつて、事與病室に当ります部屋に子供を寝かせてやつて、子供はもう来ると、非常に病人と同じように寝かされて、その寝かされておるうちに静かに精神を落ち着けて、身体も落ち着けて、そのうちに本當の鑑別ができるのです。だからこれは病院の診療室であつて、だから大きい病院に病室があつて、さうしてその病人を診察する診察室があるのだ、ですからこれはもう一つの大きい病院なんですといふ説明をされましたときに、私は本當にさういふふうな子供がされるのだつたら、ここからもう一度罪を犯さうという子供は出る

筈はないというふうに考えて、実は東京鑑別所を喜んで出たわけです。これに反して、刑務所の中にございませう観護所へ行つて見ますといふと、全く問題になつております子供に手錠を徹める、そのことが非常に子供に害になるといふこと以上に、私はあの背の高い刑務所の中に身柄を拘束されておるといふようなことは、これは保護処分を受ける子供達にとつて大問題になるというふうに考えて来たのです。むしろ私は昨日からも各委員からお話が出ておるに、鑑別所と観護所を一緒にされたことは、非常にいいことである。もう一つ私は家庭裁判所も一緒にして、この三つを、もう場所的に言ひましても同じところにあるといふことにした方が、本當にこの審判の、或いは保護教正の運営がよくできるのではないかとさういふように考えているのでございませうけれども、その点は如何なものでしょうか。若しもこれが、理想としましては三つのものを一緒にするといふような御構想でも、或いはあるのではないかとさういふように考えておりますが、如何なものでしょうか。

○政府委員(佐藤藤佐君) 昨日、昨日じやない、今日の午前にも申上げましたのであります、審判機関と、執行機関とを一緒にする方が、少年の保護教正のために最も適切な制度ではないかといふ有力な意見がございませうので、只今の宮城委員の御意見に非常に傾聴いたしておるのであります。その点につきましては私共もかね／＼新制度の運用に鑑みまして、もう一度考え直す必要があるのではないかとさういふ観点に立つて研究いたしておるのであります。制度といたしましては今審判

機関と執行機関が分れて発足したばかりでありますから、もう少し運用の結果を見て検討しなげやならんと考えておるのでありますけれども、元々家庭裁判所で子供を審判する、その有力な資料として先ず子供を鑑別するといふことが必要なのであります、その資質を鑑別するために一定の場所に收容して、さうして適正な審判をなし、又その鑑別に基いて適正な審判をするといふことを考えておるのでありますから、理想としては家庭裁判所の近くに保護鑑別所を設けることが最も望ましいことなのであります、東京の家庭裁判所において、日比谷の一角に少年審判部を設けられるといふことを聞きまして、できればその地下室なり、或いはその隣りに観護所を設けて貰えないかといふことを懇談したことがありますが、地形の關係止、それは到底余地がないといふこと、御承知のように、少年観護所及び鑑別所を設けるのに、至るところで余り歓迎されないで、今以て工事が進捗いたしておらない。先般漸く地均しを終えまして、着工式を終えたに過ぎない程度になつておるのであります。が、将来の制度の運用といたしましては、できれば家庭裁判所の近くに少年保護鑑別所を設けて、さうして審判のために素質を鑑別し、又鑑別するため一時收容する。それは制度としては置かれておりましたが、目的はいずれも少年を保護し、矯正するといふ同じ目的を持つておるのでありますから、目的を達するために、さういふような運用の仕方をするなら、さういふ制度は置かれておつても、互いに協調

してやりたいという考えを持つておる次第でございます。

○宮城タマヨ君 宇田川局長にちよつとお尋ねいたします。今の問題に連関するのでございますけれども、家庭裁判所での開始になります事件でございませぬ、前の少年法の一号、二号、三号の処分になるような子供でも、やはり無罪放免になるような子供でも、やはり帰る家がないし、保護者がいないし、又例えば雇人を奉公先に帰すというふうな、帰してもいいというふうな軽い子供でも、やはりその辺を浮浪して歩きましたので、ちよつと髪も剪つてやりたいし、着物も替えてやりたいし、風呂にも入れてやりたいしといつたふうなことで、一晩か、二晩泊めて、それそれすつきりして、身体も綺麗にし、心も綺麗にして替えてやつて帰すというふうな子供も事実あるだろうと思ひます。そういうことのためにいわゆるデテンジョン・ホームというふうなものを家庭裁判所に附設して置くというふうなお考えはございませぬでしょうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 少年裁判官の会同、少年保護司の会同においても、そういうふうな意見がしばしば出るのでありますが、さような取扱いをいたしますと、往々現在の少年観護所の機能と重複する虞れがありますので、現在研究中であります。

○宮城タマヨ君 実際お取扱いになりました判事などはやつぱりその必要をお感じになつてゐるのではございませぬのですか。

○説明員(宇田川潤四郎君) その必要は大いに感じておるわけでございます。殊に地方から家出して参つて、東

京で持つて来た金を使い果し、結局他人の物をとる。くこの保護者に渡せばその子は再び善良な少年になり得るといふような場合に、家庭裁判所の中に、保護者が来るまで二、三日でも保護するということは非常に必要なものであります。そこでさような制度は先程申上げたように研究中であります。

○説明員(宇田川潤四郎君) ちよつともう一度……

○宮城タマヨ君 全国の家庭裁判所の統計によりますと、不開始処分が非常に多うございませぬ。所によりまして六〇%、七〇%、それから全体の統計を見ましても、やつぱり五五%ぐらいは不開始処分になつております。これは不開始処分になつておりますように記憶してゐるんでございませぬけれども、このことは後日私は問題にして見たいと思つておりますが、この中には前の少年法による一号、二号、三号処分になるものもございませぬと思ふのでございませぬけれども、それはどのくらいの数かということ、大体でもお分りでございますでしょうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 不開始処分の中には、旧少年法の一号、二号、三号、四号というふうな当るものも、その率は分りませんが非常に多くあると思ふのです。併し旧少年法の一号から四号までのような保護処分に相当する手当は、現在家庭裁判所でも行

なつております。不開始処分と申しましても、その場合やはり保護者を呼び、そして保護者に渡すというふうなことは、まさしく旧少年法第四條の処置に出ているものと、こう考へております。尚、不開始処分が非常に多いという点につきましては、原因はいろいろございませぬが、旧少年法当時は、経済違反というふうな特別法犯は殆んどなかつたのでございませぬが、現在は犯罪ともなれば、刑法犯であろうと、特別法違反であろうと、何でも来ているというふうな点もございませぬし、又少年保護委員会の保護監察が、従来少年保護監察所が整備しておらなかつたために、少年保護委員会の保護監察に附することが非常に少なかつたような事情にありませぬ。併しながらこの点についても、最近法務府の格別御努力によりまして、少年保護委員会も非常に活潑に活動し始めましたので、将来は恐らく不開始処分も、その面からは非常に減少するのではないかと、こういうふうにお考へております。

○宮城タマヨ君 不開始処分の内訳が分りましたら、家庭裁判所の方から材料をお出し頂きますようにお願いいたします。

○説明員(宇田川潤四郎君) その点については調査いたしました。又機会を得まして御報告申し上げます。

○委員長(伊藤修君) 本法案の審議までに御提出願うんですか。

○宮城タマヨ君 いいえ、それでございませぬでもよろしいのでございませぬ。

○委員長(伊藤修君) 御参考に、後で

一つ、少年調査官や調査官補でございませぬけれども、これはできるだけ優遇して頂きましたらいい人が集るかと思ひます。これはただ優遇という意味だけじゃございませぬが、少年を同行して行きますときなんか市電のパスなんかを保護司が持つておりましたら大変都合がよくて、子供を逃がすようなことも幾分防げると思ふのですが、昔はございませぬが、今そのパスをとるといふことは困難でございませぬでしょうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) パスを少年調査官、少年調査官補全員に渡すという事は、一面望ましいことであると思ひますが、一面家庭裁判所という裁判所の性格上、余り自治公共団体と受けることは、裁判所の公正の精神にも反し、廉直の精神にも反するといふところから、一部では遠慮すべきではないかといふような誤りもございませぬ。その点については家庭局といたしましては、現在迷つてゐるような状態でございます。併しながら他の面で家庭裁判所の調査官、調査官補を大いに優遇すべく目下努力中中ございませぬ。

○委員長(伊藤修君) 十九條の二項の、家庭裁判所は調査の結果本人が二十歳以上であることが判明したときは、こういう前段の文字だけでは、いわゆるこの條項が犯罪者のみを限つておるといふ趣旨が出て来ないの解釈が出て来るとは考へられますが、この点に対する御説明を伺つて置きたいと思ひます。

○説明員(關之君) この点につきましては当初から一応考慮して見たのであります。大体これで賄えるという考へてあります。これは第十九條の第一項の關係においてさうに解釈しておるのであります。この十九條の改正追加いたしました二項と申しますのは、要するに犯罪者であつてそれが二十歳以上である場合の処置であるわけでありませぬ。それで第十九條の第一項には、「調査の結果、審判に付することができず」のうちに、處犯少年と犯罪少年の二つの場合を含んでおるわけでありませぬ。その場合には審判を開始しない、不開始の決定をするわけでありませぬ。そういうふうな第一項がありませぬ。その次にこの第二項の家庭裁判所が、調査の結果、本人が二十歳以上であることが判明したときは、前項の規定に拘わらず、「決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する檢察官の檢察官に送致しなければならぬ。」この事件を「管轄地方裁判所に対応する檢察官の檢察官」という表現によりまして、これが刑事事件を意味しておるといふふうに、当然論理的に解釈できるわけでありませぬ。それで追加した二項の場合には處犯少年は含まれていない。處犯少年の場合には一項よりまして、「審判に付することができず」といふ、このうちに含まれておる。開始の決定をすることができない。かようなふうな解釈し得るものと考へておるわけでございます。

○委員長(伊藤修君) 御異議がなければ採決してよろしくございませぬか。

○委員長(伊藤修君) 御異議がなければ採決してよろしくございませぬか。【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(伊藤修君) 御異議ないと認めます。では少年院法の一部を改正する法律案並びに少年法の一部を改正する法律案両案の質疑はこれをもつて終局することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) 御異議ないと認めます。では質疑はこれをもつて終局いたします。

討論はこれを省略いたしましたして直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) 御異議ないと認めます。では直ちに採決することいたします。

両案を一括して、これを採決したいと思ひます。両案全部を問題に供します。両案に御賛成の方の御起立を願ひます。

〔起立者多数〕

○委員長(伊藤修君) 多数と認めます。よつて両案は多数を以つて原案通り可決するものと決定いたしました。尙本会議におけるところの委員長の口頭報告の内容につきましては、委員長に一任することを予め御了承願ひたいと思ひます。

多数意見者の署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- 岡部 常 宮城タマヨ
- 鈴木 安孝 遠山 丙市
- 松井 道夫

○委員長(伊藤修君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはないものと認めます。

では本日はこれをもつて散会いたします。明日は午後一時から五井産業事

件について証人の証言を求めることにいたします。

午後四時四十四分散会

出席者は左の通り。

- 委員長 伊藤 修君
- 理事 鬼丸 義齋君

- 委員 岡部 常君
- 宮城タマヨ君
- 鈴木 安孝君
- 遠山 丙市君
- 松井 道夫君
- 松村眞一郎君
- 羽仁 五郎君

委員

政府委員

- 刑政長官 佐藤 藤佐君
- 検事(法制第一局長) 岡咲 恕一君
- 検事(法制意見総務室第四局長) 野木 新一君

説明員

- 法務府事務官 (刑政長官) 關 之君
- 最高裁判所 長官(代理者) (家庭局長) 宇田川潤四郎君
- 最高裁判所 長官(代理者) (務総局長) 磯崎 良譽君
- (務総局長) 第二課長

昭和二十五年三月二十八日印刷

昭和二十五年三月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所